

新型コロナウイルス 関連情報

新型コロナウイルス 感染症対策

保健福祉課健康推進係
(ゆとろ内 ☎23 - 4044)

新規感染者数は、東京で急激に増加しており、北海道内においても増加傾向にあります。今後は、夏休みや帰省シーズンを迎え、更なる感染者の増加も予想されています。

さらに、オミクロン株 BA.4、BA.5 系統が道内でも相次いで確認されており、置き換わりによる感染拡大が懸念されています。

行動制限のない今年の夏

旅行、グルメ、イベントなどの様々な活動が活発になりますが、感染者数が増加していますので、注意して、基本的な感染防止行動で夏を楽しんでください。

- ◎混雑した場所では、マスク着用
- ◎飲食の際、会話では、マスク着用
- ◎お出かけ先では、こまめに手洗い・消毒

屋外ではマスク着用により 熱中症のリスクが高まります

特に運動時には、忘れずにマスクをはずしましょう。近距離（2m以内を目安）で会話をするときにはマスクを着用しましょう。

暑さを避けましょう

- ・涼しい服装、日傘や帽子
- ・少しでも体調が悪くなったら、涼しい場所へ移動
- ・涼しい室内に入れなければ、外でも日陰へ

のどが渇いていなくても、こまめに水分補給を

- ・1日あたり 1.2L を目安（コップ約6杯）
- ・1時間ごとにコップ1杯
- ・入浴前後や起床後もまずは水分補給
- ・大量に汗をかいたときは塩分も忘れずに

エアコン使用中も、こまめに換気をしましょう

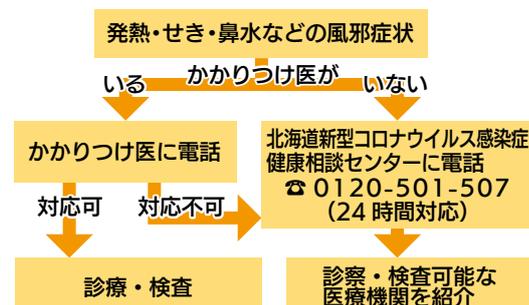
- ・一般的な家庭用エアコンは、室内の空気を循環させるだけで、換気は行っていません
- ・窓とドアなど2か所を開ける
- ・扇風機や換気扇を併用する
- ・換気後は、エアコンの温度をこまめに再設定

暑さに備えた体づくりと日ごろからの体調管理

- ・毎朝など、定時の体温測定と健康チェック
- ・体調が悪い時は、無理せず自宅静養

風邪症状のある方は、他の患者や医師・医療従事者への感染を防ぐため、電話で相談ください。

また、受診の際には必ずマスクを着用しましょう。



風邪症状がある場合は

少なくとも、以下のいずれかに該当する場合は、すぐにご相談ください。

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- 高齢者や基礎疾患のある重症化しやすい方で、発熱やせきなど比較的軽い風邪症状がある場合
- 上記以外の方で、発熱やせきなど比較的軽い風邪症状が続く場合
- 妊婦の方も、早めにご相談ください。
- 小児は、かかりつけ小児科医又は「北海道新型コロナウイルス感染症健康相談センター」へ相談ください。

新型コロナウイルス ワクチン接種

コロナワクチン対策室コロナワクチン対策係
(ゆとろ内 ☎ 25 - 2667)

ワクチン接種は令和4年9月30日までを予定しています。新型コロナウイルスワクチンは、発症の予防や発症した際の重症化を防ぐ効果も確認されていますので、接種を希望される方はお早めに予約願います。

4回目接種の対象者が拡大しました

ワクチンの4回目接種の対象者に、新たに18歳以上の医療従事者と高齢者施設等の従事者が加わりました。すでに接種券は送付していますので、接種を希望される方は、事前に予約をお願いします。

予約方法

①インターネットから予約

ホームページ、QRコードから予約サイトに入り、必要事項を入力して予約。



②予約専用コールセンターから予約

0570 - 081 - 892 (当別町ワクチンコールセンター)
【受付時間】 9時～17時 土日祝日も対応可能

低所得の子育て世帯に 対する子育て世帯 生活支援特別給付金

保健福祉課福祉係 (ゆとろ内 ☎ 23 - 3019)

低所得の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。支給要件に該当する場合は**申請が必要**です。申請を希望される方は、**来庁される前に電話でご相談ください。**

▼支給額 児童一人当たり一律6万円

▼申請期限 令和5年2月28日(火)

集団接種実施日

3・4回目接種 (モデルナ社製ワクチンを使用)

実施日	時間		会場
	9:30~11:30	14:00~16:00	
8月3日(水)	○	○	旧当別小学校体育館
8月4日(木)	○	○	
8月5日(金)	○	○	
8月6日(土)	○	○	
8月17日(水)	○	○	
8月18日(木)	○	○	
8月19日(金)	○	○	西当別コミュニティーセンター
8月24日(水)	○	○	
8月25日(木)	○	○	
8月26日(金)	○	○	
8月27日(土)	○	○	旧当別小学校体育館
8月31日(水)	○	○	

※モデルナ社製ワクチンは18歳以上の方が対象です。

1・2・3回目接種 (ファイザー社製ワクチンを使用)

実施日	時間	会場
8月20日(土)	14:00~16:00	旧当別小学校体育館

小児接種 (ファイザー社製ワクチンを使用)

実施日	時間	会場
8月20日(土)	9:30~11:30	旧当別小学校体育館

1回目接種を予約した方の2回目接種は、1回目接種の3週間後の同じ曜日、同じ時間の接種になります。

小児のコロナワクチンの集団接種は今回が最後になる予定です。コロナワクチン接種を希望される方はお早めにご予約願います。

●支給対象者 (ひとり親)

- ①公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方
 - ②新型コロナウイルスの影響により家計が急変し、児童扶養手当受給者と同じ水準となった方
- ※令和4年4月分の児童扶養手当受給者は6月下旬に支給済みです。ふたり親への給付金と重複しての受給はできません。

●支給対象者 (ふたり親)

- ①高校生のみを養育する父母のうち、主たる生計維持者が令和4年度住民税非課税の方
 - ②令和4年1月以降、新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、父母共に非課税者と同じ水準になった方
- ※令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当受給者で、住民税非課税の方は7月中旬に支給済みです。

国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料(65歳以上)の減免

国民健康保険税および後期高齢者医療保険料
住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)
介護保険料
介護課介護保険係 (ゆとろ内・☎ 23 - 3029)

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の令和4年中の収入が一定程度減少した世帯は、申請により保険税・保険料の減免を受けることができますので、電話等でご相談ください。
対象期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
申請期限 令和5年3月31日まで(必着)

対象者

(国保)主たる生計維持者
(後期・介護)上記および同一世帯に属する被保険者等

ケース1

主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合
⇒全額減免

以下の全ての条件を満たす場合

- ①主たる生計維持者の事業収入等が令和3年中の収入に対して30%以上減少
- ②主たる生計維持者の令和3年中の事業収入等以外の所得が400万円以下の世帯
国民健康保険税と後期高齢者医療保険料のみ
- ③主たる生計維持者の令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下の世帯

⇒全額または一部を減免

- ※事業等の廃止や失業の場合は前年の所得に係らず全額減免
- ※国民健康保険税の非自発的失業軽減制度に該当する場合は減免より優先して適用

ケース2

住民税非課税世帯・家計急変世帯に対する臨時特別給付金

当別町給付金実施本部 (☎ 23 - 2330)

住民税非課税世帯および新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変した世帯に対して、臨時特別給付金として1世帯あたり10万円を支給します。

家計急変世帯

新型コロナウイルスの影響により、令和4年1月以降の収入が減少急変し、住民税非課税世帯と同様の状況にある世帯

手続き方法

臨時特別給付金申請書と収入見込額の申立書(町HPより入手可)等を郵送してください。

申込期間 令和4年9月30日(金)まで

住民税非課税世帯

令和4年6月1日時点で、世帯全員の住民税均等割が非課税の世帯(令和3年度分の非課税世帯または家計急変世帯に対する給付を受けた世帯は対象外)

支給要件確認書による手続き

令和4年7月中旬に支給対象と見込まれる世帯の世帯主宛てに受給の意思等を確認するため「支給要件確認書」を送付します。「支給要件確認書」の返送を確認次第、順次支給いたします。

なお、令和3年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金の受給対象世帯だったにもかかわらず、給付を受けていない世帯については給付金実施本部へご確認ください。

申込期間 支給要件確認書の発行日から3か月以内

申請書による手続き

令和3年12月11日以降に当別町に転入した住民税均等割が非課税の世帯及び税務署等へ確定申告をしていない非課税の世帯につきましては、当別町より確認書を送付しませんので、申請書(町HPより入手可)等必要な書類を郵送してください。

申込期間 令和4年9月30日(金)まで